高年齢者及び事業所向けセミナー事業業務委託 仕様書

1 事業を行う背景、事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から一時は落ち込んだ有効求人倍率も回復の傾向にありますが、高年齢者の有効求人倍率についてはコロナ前の水準まで回復していません。

このため、令和2~4年度に実施した「生涯現役促進地域連携事業」の成果を引き続き県内に 広げ、高年齢者がこれまで培ってきた経験や能力だけではなく、新しいスキルを身に着けた就労 など、より就労への意欲向上を図るとともに、働く意欲がある高年齢者が安心して就労できる職 場環境づくりを行うため、高年齢者向けセミナー及び事業所向けセミナーを開催します。

2 契約期間

契約締結の日から令和6年3月15日(金)まで

3 事業内容

以下の事業を実施するものとする。

(1) 高年齢者向けセミナーの開催

県内の高年齢者を対象に、就労へのモチベーションを高めるとともに、今後の生活設計やスキルアップのきっかけづくりのために開催し、高年齢者のニーズに沿ったものとする。

①対象者

就労に関心・意欲のある概ね55歳以上の高年齢者

- ②開催場所
- ・県内の北勢、中勢、伊勢志摩、伊賀地域において各1回以上合計5回以上とする。
- ③開催規模
- ・各回30人以上を努力目標とする。
- 4)内容
- ・第1部:再就職に係る働き方とライフプラン、応募書類の書き方、面接対策、スキルアップ
- 第2部:高年齢者雇用に取り組んでいる事業所(1社)による事例紹介
 - : 高年齢者雇用に関する事例紹介(生涯現役促進地域連携事業で作成した動画・資料)
- ・第3部:ハローワーク等が実施する個別相談コーナーの設置 (調整中) シルバー人材センター案内の設置
- ⑤参加費

無料

- ⑥開催にあたっての留意事項
 - 事業の実施にあたっては、関係市町および関係機関と連携しながら進めることとすること。
 - ・第1部で1時間程度、第2部で30分程度の時間配分をふまえた内容とすること。
 - ・第1部は、再就職に係る働き方、応募書類の書き方、面接対策、スキルアップなど求職活動に資する内容を中心としつつ、ライフプランについても触れる内容とすること。
 - ・第2部のうち、高年齢者雇用に取り組んでいる事業所(1社)による事例紹介では、県内 5箇所のうち、3箇所程度で実施するとともに、事例紹介を行う1事業所との日程調整を 行うこと。
 - ・第3部で案内コーナーを設置するシルバー人材センター等との日程調整を行うこと。 なお、第3部は、1時間程度を想定している。
 - ・セミナーの周知に用いるチラシ作成にあたり、事前に県と内容について協議を行うこと。
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する県のイベント開催基準や各施設の取扱い等をふまえ、 参加者の安全に十分配慮し、感染症対策を講じること。(会場収容率の配慮等)

(2) 事業所向けセミナーの開催

県内事業所の人事労務担当者や経営者を対象に、高年齢者雇用の積極的な取組につなげるために開催し、事業者のニーズに沿ったものとする。

① 対象者

労働力不足を課題としている又は、高年齢者雇用を前向きに考える県内事業所の人事労務担 当者及び経営者

- ②開催場所
 - ・県内の北勢、中勢、伊賀地域において各1回以上合計4回以上とする。
- ③開催規模
 - ・各回20社以上を努力目標とする。
- ④内容
 - ・第1部:雇用環境の法改正やリスキリング(学び直し)などに関する国等の動向
 - (例1:令和5年4月から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が中小企業にも適用 されることや5年間で1兆円を投じるとされるリスキリングに関する企業への支援等)
 - (例2:今後も労働力不足が懸念されることから、高年齢者を始めとした多様な人材の活用など企業経営の参考となる情報)
 - ・第2部:高年齢者雇用に関する事例紹介(生涯現役促進地域連携事業で作成したもの)
- ⑤参加費

無料

- ⑥開催にあたっての留意事項
 - ・事業の実施にあたっては、関係市町および関係機関と連携しながら進めることとすること。 なお、北勢地域の四日市市では、会場とオンラインのハイブリッド方式で1回以上開催するとともに、オンライン参加者に対し、システム環境等に関する質問に対応する等のフォローを行うこと。
 - ・第1部で1時間45分程度、第2部で15分程度の時間配分をふまえた内容とすること。
 - ・セミナーの周知に用いるチラシ作成にあたり、事前に県と内容について協議を行うこと。
 - ・セミナーの合間に他社との意見交換ができるようセミナーの運営方法を工夫すること。
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する県のイベント開催基準や各施設の取扱い等をふま え、参加者の安全に十分配慮し、感染症対策を講じること。(会場収容率の配慮等)

(3) 事業の周知・啓発

上記 (1) \sim (2) の事業について、それぞれチラシの作成・配布・ホームページ等により 地方公共団体を除き広く周知啓発を行うこと。

また、セミナーの周知に用いるチラシ作成では、事前に県と内容について協議を行うこと。 なお、高年齢者向けセミナーのチラシについては、北勢・中勢地域は 2,000 部以上、伊勢志 摩地域は 1,500 部以上、伊賀地域は 1,000 部以上を作成すること。事業者向けセミナーのチラ シについては、北勢・中勢地域は 2,000 部以上、伊賀地域は 1,000 部以上を作成すること。

また、高年齢者向けセミナーのチラシについては、管轄するハローワークに郵送又は持込すること。事業所向けセミナーのチラシについては、県が提示する送付先リスト(県内 12 商工会議所、県内 23 商工会、県内中小企業家同友会 1 団体)に基づき、県内商工会は 10 部、それ以外の団体は 20 部郵送すること。

(4) セミナーの開催に伴い派生する業務

上記(1)及び(2)の事業について、参加者の募集、集客に向けた PR、会場設営、資料・ 備品の準備及び設置、受付等の運営、アンケートの実施及びとりまとめ等は、受託事業者が実施する。また、セミナー終了後、高年齢者向けセミナー参加者に対する再就職有無に係る確認作業及び事業所向けセミナー参加企業に対する採用実績確認作業を受託事業者が実施する。

なお、上記(1)及び(2)に関する会場については、県庁舎の利用を予定しているため、 事前に県と協議を行うこと。但し、上記(2)の会場のうち、ハイブリッド方式で開催する会 場については、受託事業者が確保すること。

(5) 管理調整業務

業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、 事業の進捗を管理し、取組状況等県の求めに応じて報告する。

5 委託費及び支払条件等

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。 なお、本業務を実施するにあたり、県が必要であると認める場合は、前金払いをすることがで きるものとする。
- (2) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合には、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

6 業務の進め方

(1) 実施計画書の作成

- ①受託事業者は、県と協議の上、実施計画書を作成するものとする。
- ②受託事業者は、実施計画について変更が生じたときは、適宜県と協議を行い、事前の承認を得るものとする。

(2) 事業の運営・管理にかかる総合調整

(1) で定めた実施計画に基づき、受託事業者は、セミナーの運営・管理にかかる総合調整を行うものとする。

(3)参加者アンケート結果のとりまとめ

受託事業者はセミナーの参加者アンケートを実施し、結果を取りまとめることとする。 なお、アンケート項目の内容等は、適宜県と協議する。

(4) 参加者フォローアップ調査結果のとりまとめ

受託事業者は高年齢者向けセミナー参加者に対する再就職有無に係る確認作業及び事業所向けセミナー参加企業に対する採用実績確認作業を実施し、結果を取りまとめること。

(5) 委託業務実績報告書の作成と提出期限

受託事業者は、全事業実施後、事業全体の実施記録を作成するとともに、上記(3)による アンケート結果分析等をまとめて、下記の①、②に留意し、委託業務実績報告書を県に提出す るものとする。

① 提出期限

提出期限は、上記業務概要に掲げるセミナーの最終実施日から起算して 30 日を経過した 日または履行期限のいずれか早い日までとする。

② 事業実績報告書の体裁、部数、提出方法等

体裁は次のとおりとし、電子データ(CD-R 等) 1 部と紙(A4 両面) 1 部を提出するものとする。

- (ア) 事業実施結果記録
- (イ) 事業実施風景写真
- (ウ) 参加者アンケート結果分析
- (エ) その他、指示するもの
- ③ 納入場所 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課 地域雇用・勤労者福祉班

7 その他業務実施上の条件

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応 するものとする。

(2) その他関係法令の順守

受託者は、その他関係法令を順守すること。

(3)業務の一括再委託の禁止

受託者は、県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条並びに番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

(5) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) 成果品の所有権及び著作権

本業務により発生した成果品の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転することとする。

また、成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果品のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引き渡しが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。

なお、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1)受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ①断固として不当介入を拒否すること。
 - ②警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
 - ③発注所属に報告すること。
 - ④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を 受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、 発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が (1) ②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。